

平成30年第1回北海道議会定例会〔予算特別委員会・知事総括質疑〕開催状況

開催年月日 平成30年3月16日（金）  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 担当部課 建設部建設政策局建設管理課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 談合問題等について</b></p> <p><b>(一) 談合・独占禁止法違反に対する認識について</b>                  次に、談合問題等についてです。                  経済犯罪である談合・独占禁止法違反に対する認識をま                  ず伺います。</p> <p><b>(二) 独占禁止法違反の容疑による逮捕について</b>                  不正行為の排除は徹底されるべきだという答弁でした。                  それでね、独占禁止法違反の容疑で、大成・鹿島それか                  ら大林組と清水のスーパーゼネコン4社から逮捕者等が出                  ました。                  独占禁止法違反の容疑による逮捕を知事はどう受け止め                  ていらっしゃるのか伺います。</p> <p><b>(三) 道として求められる対応について</b>                  それでは、道として求められる対応はどのようになって                  いるでしょうか。</p> <p><b>(四) 知事の認識について</b>                  知事はいつの時点でこの逮捕事件を知ってですね、どの                  ように指示をされたのか。                  4社に対する指名停止についてはどのようになっている                  のかお伺います。</p> <p><b>(五) 3月12日に開催された幹事会について</b>                  ところが、速やかな指名停止に至ってはおりません。                  知事が承知してからもう14日もたっているわけですが                  れども、12日に開催された幹事会の協議についてはどの                  ようになっているのでしょうか。</p> <p><b>(六) 今後の指名停止の見通しについて</b>                  つまり、大成、鹿島に対して指名停止の検討を行って                  いるということなんですけれども、今後の指名停止までの見                  通しはどのようになっていますか。</p> <p><b>(六) 一再</b>                  分科会では、このあと2週間ぐらいかかるという答弁だ                  ったんですけどね、過去には談合で指名停止に至るまでで                  すね、1週間ぐらいでできている事例が、数多くありま                  す。                  で、なぜ今回こんなに時間がかかるのですか。                  見通しと日程を教えてください。</p> <p><b>(六) 一再2</b>                  答えてないですよ。                  7日か8日で、随分と指名停止まで実施されていますけ                  ど、そういう例はありますよね。</p>	<p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  談合問題等の受け止めについてであります。公共工                  事の入札に当たっては、道民の信頼の確保と建設業の健                  全な発展を図る観点から、入札に参加する者の間の公正                  な競争が促進されるとともに、談合その他の不正行為の                  排除が徹底されるべきものと考えるところであります。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  独禁法違反の受け止めなどについてであります。こ                  の度、リニア中央新幹線建設工事において、独禁法違反                  による逮捕者が出たことは、極めて遺憾であります。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  道としての対応についてであります。この度、独禁                  法違反により法人の元役員等が逮捕されたことから、                  「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」及び同運                  用通知に基づき、道の競争入札に一定期間入札に参加で                  きないよう指名停止を行うことといたしております。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  この度の逮捕事案についてであります。私といたし                  ましては、本年3月2日、報道各社の報道によりまし                  て、リニア中央新幹線建設工事をめぐるゼネコン4社に                  よる談合事件に関し、独禁法違反容疑で2名が逮捕され                  たことを承知したところであります。                  また、担当部から、競争入札参加者審査委員会規定に                  基づき、逮捕者が出た大成建設株式会社と鹿島建設株式                  会社の2社について、指名停止に係る事務を進める旨の                  報告を受けたところであります。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  幹事会の開催状況についてであります。3月12日                  に開催をいたしました競争入札参加者審査委員会幹事会                  において、リニア中央新幹線建設工事に関し、独禁法違                  反容疑で元役員等が逮捕された2社について、事案の内                  容や指名停止を相当とする期間に係る予備審査及び本委                  員会で使用する資料の作成等を行ったところでありま                  す。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  指名停止の見通しについてであります。道では、競                  争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき、現                  在、指名停止に向けて事務処理を行っているところであ                  り、副知事を委員長とする、競争入札参加者審査委員                  会の審査終了後、決定手続きを行う予定となっていると                  ころであります。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  指名停止についてであります。指名停止を行うにあ                  たっては、過去の類似事案の取扱との間に不均衡が生じ                  ないことなど、公正性の確保が求められますことから、                  審議・調整を行った上で決定することとなるため、所定                  の日数は必要となるところであります。</p> <p><b>〇知事 高橋はるみ</b>                  必要とする日数についてのご質問でございますが、1                  週間程度の日数で指名停止を行った例が道内にあると                  のことでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(六) 一再3</b> できるわけですね。 それで、12日の幹事会で異論が出ましたか。 また、審査委員会のメンバーというのはどういうメンバーになっているのでしょうか。</p> <p><b>(六) 一再4</b> 審査委員会のメンバー、言っていない。 審査委員会のメンバー聞いたんだよ。</p> <p><b>(六) 一再5</b> それでどうして2週間もかかるのですか。 副知事と部長といらっしゃるわけでしょ、議会中は、在庁しているわけですね。 そうした中で、こうして時間かけてやるということはいかなものかと思うのですけれども、このまま2週間もかけていたら、指名停止前に議会庁舎の本契約が終わってしまいます。 それを待って、速やかに指名停止を行わないととられかねません。 速やかに指名停止を実施すべきではありませんか。</p> <p>速やかに行うという答弁でしたので、この質問については終わります。</p> <p><b>(七) 指名停止に関する過去の認識について</b> それで次なんですけれども、指名停止に関して知事に過去の問題を思い起こしていただきたいんですが、2008年、今から10年前ですね、当別ダムの入札の時に、どのようなことをされたのか、そしてどのように、その後ルールを変えるよう求めましたけれど、どのようにルールを変えたのか伺います。</p> <p>厳格に臨むために見直しを行ったということなんですね。</p> <p><b>(八) 議会庁舎のあるべき姿について</b> 議会庁舎のあるべき姿について伺いたいと思います。</p> <p><b>(九) 指名停止にかかわる東京都との違いについて</b> 1 指名停止日について そうであればなおのこと東京で指名停止をされた談合業者にですね、この重要な議会庁舎建築を任すわけにはいかないと考えるところなんです。 指名停止日についてですけども、都と道の取扱いの違いを伺います。 併せて、道の当該認定のありかたというのを見直すべきと考えますがいかがですか。</p>	<p><b>○知事 高橋はるみ</b> 競争入札参加者審査委員会幹事会のメンバーなどについてのご質問でございますが、同幹事会は、建設部担当局長を幹事長とし、関係部の課長から構成されるものでございます。 また、先般の幹事会における議論において、異論はないところであります。</p> <p><b>○知事 高橋はるみ</b> 競争入札参加者委員会の委員メンバーについてのご質問でございますが、副知事を委員長とし、関係部長からなる組織となっております。</p> <p><b>○知事 高橋はるみ</b> 指名停止についてでございますが、公平性、公正性を確保した上で、速やかに適切な審査を行ってまいります。</p> <p><b>○知事 高橋はるみ</b> 当別ダム入札の取扱いについてでございますが、道では、入札を中止することにより、社会的に大きな影響が生じる場合などにおいては、やむを得ないものとして、指名停止の者を入札に参加させることを可能とする規定などの運用を行ってきたところであります。 当別ダムの入札においては、工事の完成が遅れると、地域経済や住民生活の安全・安心に大きな影響を与えること、さらには競争性の確保の観点から、指名停止の者の入札参加を認めたとところでありますが、道議会や入札監視委員会での議論のほか、国や他府県の取扱状況等を踏まえ、平成21年2月12日付けで要領等から削除し、指名停止を受けている者に対し、より厳格に臨むこととしたところであります。</p> <p><b>○知事 高橋はるみ (総務部総務課)</b> 道議会庁舎の役割などについてでございますが、北海道議会は、地方自治法に基づく地方自治体の議決機関として位置づけられており、その庁舎は、道民の代表である道議会議員の活動拠点として、道の予算や施策、道政上の諸課題などについて、その審議や方向性を決定する場となる施設であると認識をいたします。 こうした、道政審議の中心的な役割を有する議会庁舎は、円滑な議会活動を確保するとともに、政策審議過程を道民の皆様方にわかりやすく伝える施設となるよう、透明性を確保し、整備していく必要があると考えております。</p> <p><b>○知事 高橋はるみ</b> 指名停止の取扱いについてでございますが、東京都は、指名停止に該当する事実の確認を行った上で、東京都契約事務協議会の協議を経て、指名停止の処置を決定することとしているところであります。 ただし、談合又は独禁法などに違反した容疑により逮捕された場合は、協議会の決定によらず、指名停止を行うことができるとしているところであります。 他方、道は、競争入札参加者審査委員会幹事会で、予備審査を行い、その後、本委員会において指名停止に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 仮契約中の取扱いに関する他都府県の状況について  知事の答弁からですと、東京が即日指名停止をするのは公平・公正性が確保できないということなんでしょうか。今日は時間ないので聞きませんが、そういうふうにも聞き取れますが十分な検討を行う必要があるというふうに思います。  そして、仮契約中の取扱いについて他都府県の状況について道はどのように把握をされているのか伺います。  併せてですね、その見直しについて、道は、より厳格なルールに見直すべきと考えますがいかがですか。</p> <p>(十) 過去の教訓について  おどろいたことにですね、全国の3分の2に及ぶところで既に解除規定が盛り込まれています。  実際に解除したことがあるところも12あるわけですね。  道としても早急な見直しが必要だというふうに思いますが、これまでに当別ダム以降にですね、指名停止などの見直しを行ったことがありますか。</p> <p>北海道が10年間にわたって規定の見直しをしてこない、厳しい対応をとってこなかった中で、知事は10年前、全国で最も厳しい指名停止要件を持っていると自慢をされていましたが、そのときにその立場は逆転して10年間の間に他都府県にですね、追い越されて大きく差を開けられていると、こういうところにこそですね、知事、先頭に立って頑張って厳しい見直しを行い、当初の質問にお答えになったように、不正の排除を徹底するという、この立場で先頭に立って頂きたいというふうに思います。  私、あと2問、質問予定してたんですけど、時間ありませんので、今回は行いません。  それで、今回なぜこんな質問をしたかといいますと、議会議事録の改築に直接関わってくる問題なんです。  解除規定が北海道にあれば、この談合業者による北海道議会の建築というのは行われなくて済んだはずなんです。</p>	<p>関する必要な事項の審議・調整を行った上で、指名停止の措置を決定することとしているところでございます。  また、指名停止に係る事務の見直しについてでございますが、道では、指名停止の決定に当たっては、従前の例などを参考とし、その取扱いに不均衡が生じないよう競争入札参加者審査委員会幹事会で、予備審査を行い、その後、本委員会において指名停止に関する必要な事項の審議・調整を行った上で、決定しているところであります。  指名停止の決定に当たっては、指名停止措置の公平、公正性を確保することが求められますことから、事務の見直しに当たっては、十分な検討が必要と考えております。</p> <p>○知事 高橋はるみ  都府県の状況についてでございますが、東京都、大阪府、神奈川県など43都府県に実施をした聞きとり調査によりますと、仮契約から本契約に移行する段階で指名停止になった場合の契約解除について、契約書の約款等に「解除する」と明記しているとしているのが10県、契約書の約款等に「解除できる」と明記しているとしているのが8県、契約書の約款等に「解除することがある」と明記しているのが9都府県、明文規定はないが、「解除することがある」としているのが2府県、解除する規定はないと答えているのが14県となっております。  また、他県が行った仮契約案件の解除の取扱いに関する全国調査の結果によりますと、回答があった44都道府県のうち、契約書の約款等に「解除する」と明記しているとしているのが12県、契約書の約款等に「解除できる」と明記しているのが19都府県、解除する規定はないと答えているのが13道県、そのうち、過去10年間で、議決前の落札決定者との仮契約を解除したことがあるのは、12都府県となっております。  また、要件等の見直しについてでございますが、東京都は、談合又は独禁法などに違反した容疑により逮捕された場合は、協議会の決定によらず、指名停止を行うことができるとしているとともに、指名停止に該当する事案が発生した場合は、仮契約を解除することができるとしておりますが、道においては、そうした取扱いを定めていないところであります。  要件等の見直しについては、公正性の確保を前提に、今後とも適切に対応してまいります。</p> <p>○知事 高橋はるみ  指名停止に係る要領の改正についてでございますが、平成20年7月の当別ダムの入札に係る議会議論等を踏まえ、21年2月12日に、指名停止の期間中の資格者について知事が承認した場合に限り参加者とできるとする規定や、資格者について特別な事由があるときは、指名停止期間を短縮できるとする規定について、要領等より削除する改正を行ったところでありますが、それ以降、規定の改正等は行っておりません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ところが、それを怠ってきたから、今の段階ですわそれがなかなかできないと。</p> <p>ただひとつあるのが企業には社会的責任とコンプライアンスの徹底というのがあります。</p> <p>日本の名だたる大成建設がですね、自ら東京で指名停止を受けたと、北海道の議会庁舎を建てるわけにはいかないと、辞退する方法が残っているということを申し上げて、今日の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございます。</p>	